○北海道開発局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道勇払郡むかわ町花園二丁目一一二番から同町花園二丁目一一四番二まで	前	六四・六八～六五・七八メートル
	後	六四・八五～七八・〇五メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道虻田郡ニセコ町字元町七七番一一地内	〃

供用開始の期日　令和八年四月九日

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

四月七日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

通知書受領

四月七日関口参議院議長から森議長宛、参議院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

政治資金適正化委員会委員

野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏

大泉　淳一　森田　祐司

議案提出

四月七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

答弁書受領

四月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出政治資金規正法に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

四月七日内閣から次の議案が送付された。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

議決通知

四月七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

また、同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

政治資金適正化委員会委員

野々上　尚　秋山修一郎　片山　泰宏

大泉　淳一　森田　祐司

報告書提出

四月七日委員長から次の報告書を提出した。

令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算審査報告書

予算送付及び通知

四月七日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算

令和八年度特別会計予算

令和八年度政府関係機関予算

辞令

参議院参事

庶務部議員課調査研究広報滞在費担当室長を命ずる（四月八日）

加藤　誉憲

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程は、四月七日次のとおり議決された。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「千二百十三人」を「千二百二十二人」に改める。

附　則

1　この規程は、令和八年四月七日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

2　この規程による改正後の参議院事務局職員定員規程本則の規定にかかわらず、本則に規定する定員は、令和八年十一月三十日までの間は、千二百二十人とする。

人事異動

内閣

（大阪簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　松永　栄治

判事兼簡易裁判所判事に任命する（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　横田　典子

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上四月七日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人北**原**一夫は願により公証人を免ぜられた。

坂本佳胤は公証人に任命され、東京法務局所属公証人北**原**一夫の後任を命ぜられた。（以上三月二十四日）

名古屋法務局所属公証人佐藤真弘は願により公証人を免ぜられた。

加島滋人は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人佐藤真弘の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人石原寿記は願により公証人を免ぜられた。

鏑木伸生は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人石原寿記の後任を命ぜられた。（以上三月三十日）